

年金業務・社会保険庁監視等委員会（第2回）議事要旨

1. 日時 平成19年8月23日（木）14:00～16:10

2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室

3. 出席者

（委員会）葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員
（総務省）村木行政管理局長 田部事務室長 長屋主任調査員 横田主任調査員ほか
（社会保険庁）村瀬社会保険庁長官 清水総務部長 青柳運営部長 今別府運営部企画課長

4. 議事次第

- (1) 社会保険庁からのヒアリング
- (2) 委員討議

5. 会議経過

○ 社会保険庁から、5000万件の年金記録の名寄せやその解明作業を中心に、年金記録適正化実施工程表案の説明があった。これに対し、以下のような趣旨の質疑応答があった。

- ・ 作業手順はある程度明らかになったが、実施に当たって想定していなかった事態が必ず発生するので、柔軟に対応できるようにしておく必要があるとの指摘があった。
- ・ 過去に記録の不備が放置されていたのは組織としての対応に問題があったのではないかととの指摘に対し、今回の問題を機に、年金裁定時に本人からの申し出を待って記録を整理するという今までの仕事のやりかたを改めるとの回答があった。
- ・ 費用対効果を考え、名寄せ等においてもより効率的なやり方が必要ではないかととの指摘に対し、そういったことからシステム契約金額はできる限り抑えるとの回答があった。
- ・ 名寄せの準備段階において、5000万件のデータのうち氏名などの不詳のものについては、社会保険事務所を使って年金手帳番号払出簿等により補正する旨の説明について、並行的に「1430万件」及び「36万件」の年金記録に対応しながら可能なのか、人員体制など判断できる材料を示してほしいとの指摘に対し、全国300箇所の社会保険事務所の活用を考えており、東京・大阪など大都市圏以外では、事務所ごとの記録はそれほど多くないため対応できる、約束事項なので最優先でやるとの回答があった。
- ・ 死亡者の記録は、名寄せ後に分類することになっているが、名寄せの前に明らかにして名寄せの対象から外せるのではないかととの指摘に対し、死亡者も遺族が居れば遺族年金の対象となる可能性があるため名寄せ前に名寄せの対象から外せないとの回答があった。
- ・ チェックポイントを設けて作業の進捗状況を管理すべきとの指摘に対し、作業の節目で委員会に報告していく旨の回答があった。
- ・ 今後、社会保険庁長官が、作業の状況等について定期的に記者会見を開くべきであり、年金制度を所管する厚生労働省年金局長も同席すべきとの指摘があった。また、会見は、厚生労働省全体の事務を総括する立場にある事務次官が行う定例会見に年金局長を同席

させるやり方もあろうが、いずれの方法にせよ、そのような場で説明し、国民の理解を得ていくことが重要との指摘があった。

- ・ 現在、最適化計画に基づくシステム調達の見解招請中だが、今後、外注を進めたとき、現在のシステム見直しの内容で対応できるのかどうかといったこと等の説明も次回以降行ってほしいとの指摘があった。

○ 次回の委員会の日程は、9月10日（月）14時から開催予定とされた。

（文責 総務省（事務室））